

佐那河内村交流センター（仮称）整備事業 設計・施工者選定公募型プロポーザル 実施要項

1. 目的

農業総合振興センター（以下「農振センター」という。）は、村の中心部にあるとともに、国道438号に面しており、村民が集まる立地条件の良い場所に位置する。老人会やふれあい昼食会、乳児健診、歴史講座、図書の貸出、加工室での味噌等の製造など、幅広い用途に活用されており、村の重要な交流拠点であると同時に指定避難場所としても位置づけられている。

しかし、築41年を経過し、雨漏りなど施設の老朽化が目立つとともに、3階建てであるもののエレベーターがないなど、ユニバーサルデザインに対応した施設ではない。

そこで、現在の農振センターの機能を継承するとともに、新たな交流を創造する施設として、「村内外の幅広い世代の多くの人々がつどい、交流できる施設」をテーマに佐那河内村交流センター（仮称）（以下「本施設」という。）と屋外施設（遊び場等）を一体的に整備することとした。

事業者選定にあたっては、公平性及び透明性を確保しつつ、提案力の優れた案を広く募集するため、公募型プロポーザルを実施し、ともに創造する最適なパートナーを見つけることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

佐那河内村交流センター（仮称）整備事業

(2) 公募型プロポーザルの実施者

佐那河内村長 岩城 福治

(3) 業務場所 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 71 番地 1 ほか

(4) 事業内容

本事業は、既存農振センターの解体撤去を行い、佐那河内村交流センター（仮称）及び外構の整備を行うものである。

詳細は要求水準書に提示するが、第Ⅰ期事業及び第Ⅱ期事業の概要は次のとおりである。

ア. 第Ⅰ期事業

設計業務（各種調査等、基本設計業務、解体他設計業務、各種申請業務）

イ. 第Ⅱ期事業

①設計業務（各種調査等、実施設計業務、各種申請業務、設計意図伝達業務）

②工事監理業務

- ③解体撤去業務
- ④建設業務
- ⑤その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 業務期間

本契約締結の翌日から令和10年8月末日までとする。

(6) 事業費上限価格

- ア. 設計費 50,000千円 (消費税及び地方消費税10%を含む。)
- イ. 工事監理費 20,000千円 (消費税及び地方消費税10%を含む。)
- ウ. 工事費 1,010,000千円 (消費税及び地方消費税10%を含む。)

3. 事業方式

本施設の整備については、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することとしている。優先交渉権者として選定されたものと第Ⅰ期事業の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される協定書に基づき、第Ⅱ期事業の契約を締結する。

4. スケジュール

(1) 事業者選定のスケジュール

本事業における募集及び事業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

スケジュールは変更になる場合があるが、そのときは、佐那河内村ホームページで周知する。

区分	項目	日時又は期間
参加資格の審査	実施要領の公告	令和7年 9月22日 (月)
	現地説明会の開催 (希望者のみ)	令和7年 9月29日 (月)
	参加表明書等に関する質問の受付	令和7年 9月29日 (月) から 令和7年10月 3日 (金) まで
	参加表明書等に関する質問の回答	令和7年10月10日 (金)
	参加表明書等の受付	令和7年 9月22日 (月) から 令和7年10月20日 (月) まで
	参加資格審査結果の公表・通知	令和7年10月27日 (月)

技術提案書等の審査	技術提案書等に関する質問の受付	令和7年10月27日(月)から 令和7年11月4日(火)まで
	技術提案書等に関する質問の回答	令和7年11月11日(火)
	技術提案書等の受付	令和7年10月27日(月)から 令和7年12月18日(木)まで
	技術提案書の審査(一次審査)	令和7年12月22日(月)
	一次審査結果の公表	令和7年12月25日(木)
	プレゼンテーション及び ヒアリングの実施(二次審査)	令和8年1月中旬
	二次審査結果の公表・通知	令和8年1月下旬
	見積書の提出及び仮契約	令和8年2月中旬

(2) 事業の実施スケジュール

項目	日程
契約締結(第I期事業)	令和8年3月中下旬
基本設計・解体設計	令和8年10月頃まで
契約締結(第II期事業)	令和8年10月頃
実施設計	令和9年5月頃まで
既存施設解体工事	令和9年1月頃から令和9年6月頃まで
本体工事	令和9年7月頃から令和10年6月頃まで
外構工事	令和10年7月頃から令和10年8月頃まで

5. 現地見学

令和7年9月29日(月)に現地説明会を実施する。(希望者のみ)

現地説明会に参加する場合は、現地説明会申込書(様式8)を電子メールにて事務局に提出すること。

メールタイトルは、「佐那河内村交流センター(仮称)整備事業_現地説明会申込」とすること。

送信後に必ず電話により受信の確認をすること。

6. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年 9月22日(月)～令和7年10月10日(金)

(2) 配布場所

募集要項等は佐那河内村の公式ホームページからダウンロードするものとする。

(3) 配布資料

- ・佐那河内村交流センター(仮称)整備事業設計・施工プロポーザル実施要項
- ・佐那河内村交流センター(仮称)整備事業設計・施工プロポーザル要求水準書
- ・佐那河内村交流センター(仮称)整備事業設計・施工プロポーザル評価基準

7. 質問及び回答

(1) 質問書の受付期間

参加表明書等への質問書 令和7年 9月29日(月)から

令和7年10月 3日(金)17:00まで(必着)

技術提案書等への質問書 令和7年10月27日(月)から

令和7年11月 4日(火)17:00まで(必着)

(2) 提出先

質問書(様式第1)により電子メールにて事務局に提出すること。

メールタイトルは、「佐那河内村交流センター(仮称)整備事業_質問書」とすること。

また、送信後に必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 回答日

参加表明書等への質問の回答 令和7年10月27日(月)

技術提案書等への質問の回答 令和7年11月11日(火)

(4) 閲覧方法

佐那河内村ホームページに掲載

8. 参加資格

(1) 構成等

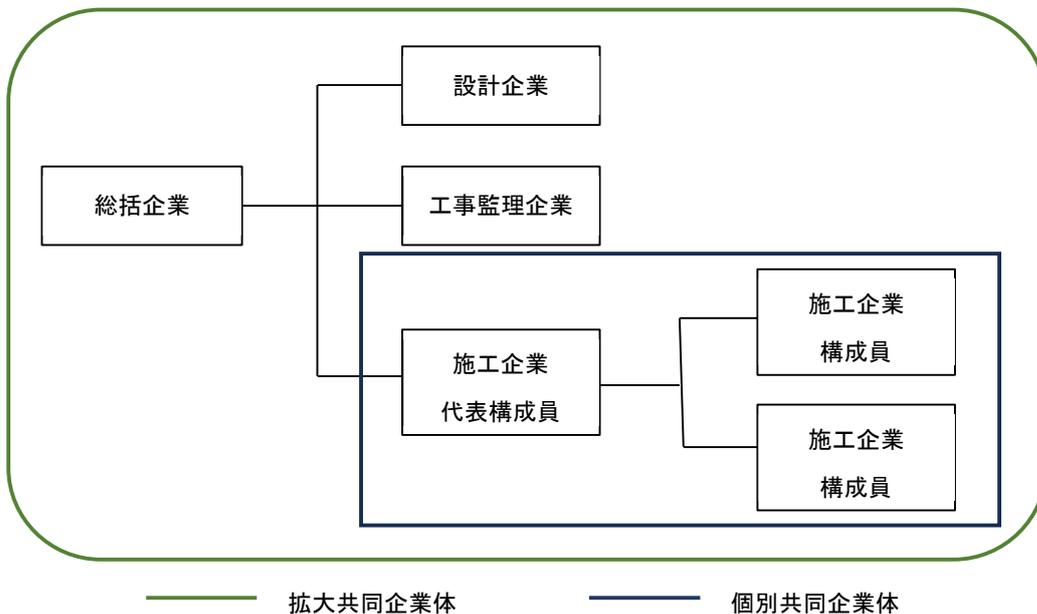
応募者は複数の企業で構成されるグループ(以下「応募グループという」とし、応募グループの構成等は次のとおりとする。

ア. 用語の定義

- ①総括企業 応募グループのうち参加手続きを行う企業をいう
- ②構成企業 応募グループを構成する企業をいう

- ③設計企業 構成企業のうち設計業務を行う企業をいう
- ④工事監理企業 構成企業のうち工事監理業務を行う企業をいう
- ⑤施工企業 構成企業のうち施工業務を行う企業をいう

- イ. 応募グループは設計企業、工事監理企業、施工企業の共同企業体を構成するものとする。(以下「拡大共同企業体」という。)。設計企業と工事監理企業の兼務はできるが、施工企業は設計企業及び工事監理企業と兼務することができない。
- ウ. 拡大共同企業体には、複数の設計企業及び工事監理企業が参加することができる。また、施工企業は、共同企業体（以下、「個別共同企業体」という。）を構成することができる。この場合、個別共同企業体を拡大共同企業体の構成員として位置づけるものとする。
- エ. 拡大共同企業体の構成員のうち、出資額が最大の構成員を「総括企業」と定め、設計企業、工事監理企業及び施工企業の役割を明確に定め、共同企業体協定書を締結すること。
- オ. 拡大共同企業体は、拡大共同企業体協定書（様式集参照）に、個別共同企業体は個別共同企業体協定書（様式集参照）に基づく協定を、それぞれ締結すること。
- カ. 共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員ではないこと。



(2) 共通する参加資格

共同企業体の全構成員に共通する参加資格は、次のとおりとする。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- イ. 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく県からの入札参加資格停止の措

置期間中でないこと

- ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産法の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中にある者でないこと
- エ. 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること
- オ. 本業務に係る評価委員会の委員でないこと。
- カ. オに掲げる者が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと

（3）設計企業の参加資格

設計企業の参加資格は次のとおりとする。

- ア. 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- イ. 過去10年以内（平成27年4月1日以降）に、元請として都道府県及び市町村の公共事業で竣工又は基本・実施設計を完了した、延べ床面積300㎡以上の新築または増改築の設計実績を有すること。複数の設計企業が参加している場合は、少なくとも一つの設計企業が、上記実績を有すること。
- ウ. 令和6年度及び令和7年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登録されている者（若しくは登録される予定）であること。
- エ. 配置予定技術者として、参加表明書提出日以降に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「（5）配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。

（4）工事監理企業の参加資格

工事監理企業の参加資格は次のとおりとする。

- ア. 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- イ. 過去10年以内（平成27年4月1日以降）に、元請として都道府県及び市町村の公共事業で竣工した、延べ床面積300㎡以上の新築または増改築の工事監理実績を有すること。複数の工事監理企業が参加している場合は、少なくとも一つの工事監理企業が、上記実績を有すること。
- ウ. 令和6年度及び令和7年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登録されている者（若しくは登録される予定）であること。
- エ. 配置予定技術者として、参加表明書提出日以降に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「（5）配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす

者を本事業の期間中に配置できること。

(5) 施工企業の参加資格

施工企業の参加資格は次のとおりとする。

- ア. 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ. 令和6年度及び令和7年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「建築一式工事」で掲載されている者、若しくは掲載される予定であること。
- ウ. 過去10年以内（平成27年4月1日以降）に、元請として都道府県及び市町村の公共事業で竣工し、引渡しが完了した、延べ床面積1000㎡以上の新築または増改築の施工実績を有すること。施工企業が個別共同企業体の場合、少なくとも一つの構成企業が上記実績を有すること。
- エ. 配置予定技術者として、参加表明書提出日以降に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「(5) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。

(6) 配置予定技術者の資格

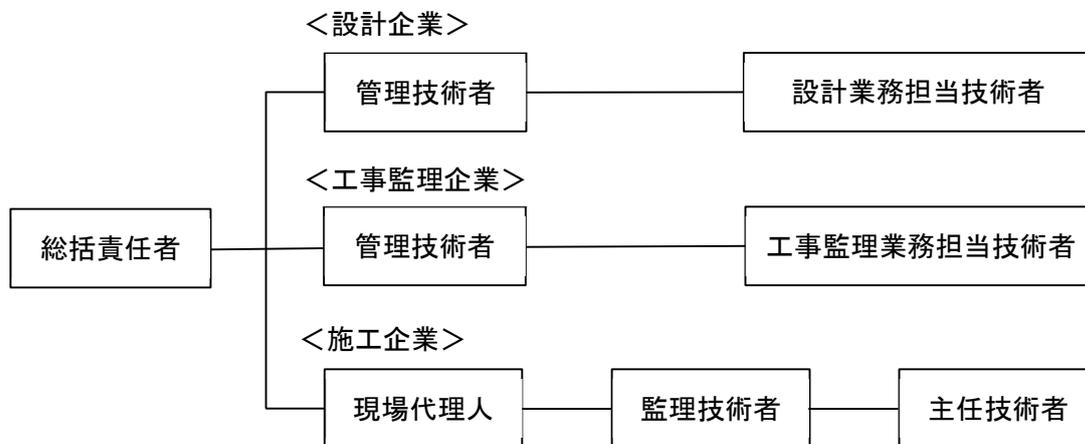
配置予定技術者は次の要件を満たす者とする。

- ア. 総括責任者
 - ・ 設計監理業務、工事及び設計意図伝達業務の取りまとめ役として、事業全体の進捗管理を行い、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行う。また、村との調整業務を担うものとする。
 - ・ 総括責任者は共同企業体の総括企業に所属するものであること
- イ. 設計企業
 - ①設計企業の管理技術者は次の要件を満たす者とする。
 - ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること
 - ・ 「(3) 設計監理企業の参加資格」のイに掲げる業務と同じ業務経験を有すること
 - ・ 工事監理業務の管理技術者を兼務することができる
 - ②設計業務担当技術者は次の要件を満たす者とする。
 - ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること
 - ・ 工事監理業務担当技術者と兼務することができる
- ウ. 工事監理企業
 - ①工事監理企業の管理技術者は次の要件を満たす者とする。
 - ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること
 - ・ 「(4) 工事監理企業の参加資格」のイに掲げる業務と同じ業務経験を有すること
 - ・ 設計業務の管理技術者を兼務することができる

- ②工事監理業務担当技術者は次の要件を満たす者とする。
- ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること
 - ・ 設計業務担当技術者と兼務することができる

エ. 施工企業

- ①現場代理人は次の要件を満たす者とする。
- ・ 当該工事現場に常駐できるものであること
 - ・ 施工企業が個別共同企業体である場合、共同企業体の代表構成員であること
 - ・ 総括技術者または監理技術者と兼務することができる
- ②監理技術者は次の要件を満たす者とする。
- ・ 一級施工管理技士、一級建築士その他建設工事業（建築工事一式）の管理技術者となりうる資格を有すること
 - ・ 監理技術者資格証を有すること
 - ・ 監理技術者講習を修了していること
 - ・ 「(5) 施工業務の参加資格」のウに掲げる業務と同じ業務経験を有すること
 - ・ 施工企業が個別共同企業体である場合、共同企業体の代表構成員であること
 - ・ 総括技術者または現場代理人と兼務することができる
 - ・ 他の工事現場の管理技術者との兼務は認めない
- ③主任技術者は次の要件を満たす者とする。
- ・ 一級施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有すること



9. 参加表明書の受付

(1) 受付期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月20日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参

※封筒の表書に「佐那河内村交流センター（仮称）整備事業参加表明書在中」と記載してください。

(3) 提出先

事務局（佐那河内村総務課）

(4) 提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを提出する。

提出部数は、正本1部、副本1部、合計2部とし、電子媒体による提出は不可とする。

提出書類	様式
参加表明書	様式-2
共同企業体業務分担表	様式 3-1, 3-2, 3-3
業務実績調書	様式 4-1, 4-2, 4-3
配置予定技術者一覧表	様式 5
配置予定技術者調書	様式 5-1, 5-2
共同企業体協定書	

(5) 参加資格審査の通知

ア. 参加資格審査の実施

提出された書類について、事務局により参加資格要件について適合審査を行う。

イ. 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年10月27日（月）までに事務局より電話及び文書で通知する。

10. 技術提案書の提出

(1) 受付期間

令和7年10月27日（月）から令和7年12月18日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参

※封筒の表書に「佐那河内村交流センター（仮称）整備事業技術提案書在中」と記載してください。

(3) 提出先

事務局（佐那河内村総務課）

(4) 提出書類

- ・ 技術提案書提出届 (様式 6)
- ・ 技術提案書
- ・ 提案時参考見積書

(5) 技術提案書の構成

記載方法	次の記載内容を、図面、文章、表、概念図、スケッチ、イメージ写真等を用いてわかりやすく表現すること。書式は指定しない。彩色は可とする		
枚数 記載内容	審査基準・別表の「業務全般」の項目について記載すること。	A4 サイズ 3枚以内	提出部数 10部 正：1部 副：9部 またすべての提案書を電子データ (PDF形式) にしてCDまたはDVDで提出すること
	事業工程表	A3 サイズ 1枚	
	審査基準・別表の「設計業務」の項目について記載すること。 以下の図面等は必ず含めること ・ コンセプト ・ 配置計画図 ・ 平面構成図 ・ 断面構成図 ・ 施設内外の利用イメージ図 ・ 面積表	A3 サイズ 2枚	
	審査基準・別表の「施工業務」の項目について記載すること。	A4 サイズ 1枚以内	
文字の大きさ	指定しない 提出書類を原本で審査することを考慮して読みやすい大きさとすること		
図の縮尺	指定しない 各図の近傍に用いた縮尺を記載のこと		
受付番号欄	受付番号欄 (W=30mm×H=20mm 程度) を各提案書の右上に設けること		

(6) 提案時参考見積書の様式

提出書類	様式
提案時参考見積書	様式 7
提案時参考内訳書	様式 7-1～7-4

1 1. 審査の体制

(1) 評価委員会の設置

審査は、佐那河内村交流センター (仮称) 整備事業設計・施工プロポーザル評価委員会 (以

下「評価委員会」という。)を設置して行う。なお、評価委員会は、次の委員により構成されている。

氏名	所属
田口 太郎	徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域 教授
追谷 奈緒子	徳島県県土整備部住宅課 課長補佐
喜多 順三	公益社団法人 徳島県建築士会
矢部 洋二郎	公益社団法人 徳島県建築士会
益田 英栄	佐那河内村 副村長
山岡 忍	佐那河内村 建設課長

(2) 審査方法

審査は事務局による参加資格の確認と、コスト管理、工程管理などの業務全般、及び施設計画、施工計画などの設計・施工業務を対象とした技術提案書による審査を行う。

(3) 技術提案書審査の手順

ア. 一次審査（書類審査）

提出された技術提案書を評価基準に基づき評価委員が提出書類を評価する。

イ. 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、募集に参加した全ての者に書面で通知する。

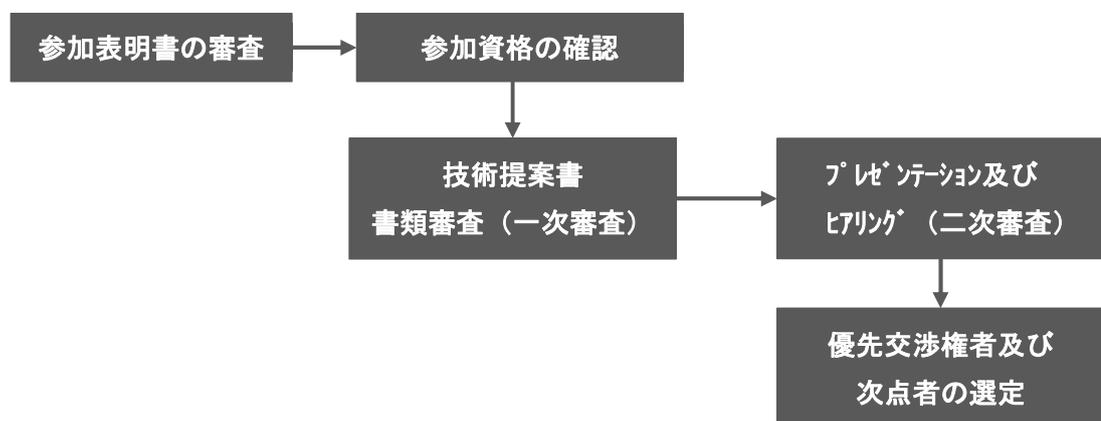
一次審査結果の上位5者程度を二次審査に諮ることとし、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ウ. 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

評価委員会を開催し、二次審査を行う。持ち時間は1者につき30分程度とする。

出席者は、プロポーザルを担当する技術者を含め、5名以内とする。

評価委員会の評価に基づき、村が優先交渉権者1者及び次点者1者を選定する。



(4) 審査基準

ア. 評価項目

提案審査における評価項目は別表による。

イ. 点数化の手順

- ・審査委員は各評価項目について、A・B・C・D・Eの5段階で評価する。
- ・事務局は各委員の評価結果に対して、下表に従って点数化を行う。
- ・事務局は評価項目ごとに点数化した数値を合計し、その値の小数点第1位を四捨五入し、整数とした値をもって採点結果とする。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや及ばない	配点×0.25
E	評価できる記載がない	配点×0.00

12. 第Ⅰ期事業の契約

優先交渉権者の選定後、村は優先交渉権者と第Ⅰ期事業について見積合わせを行い、契約を締結する。同時に、村と優先交渉権者との間で第Ⅱ期事業の契約に至るまでの手続きに関する協定を締結する。

何らかの理由により優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と契約交渉を進めることとする。

優先交渉権者は、見積合わせ時に、設計着手からすべての工事が竣工するまでの工程表を提出すること。

13. 第Ⅱ期事業の契約

第Ⅰ期事業の完了後、協定に基づき第Ⅱ期事業の契約を締結する。

14. その他留意事項

(1) 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成や提出に要する費用は、応募者が負担するものとする。

(2) 謝金

二次審査の参加者には謝金を支払う。

(3) 提出書類の取扱い

ア 応募図書著作権は応募者に帰属するが、提出された書類等は返却しない。

- イ 技術提案書に含まれる著作権、商標権などの法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じる事象にかかる責任はすべて応募者が負うものとする。
- ウ 参加表明書及び技術提案書等は、本手続き以外に応募者に無断で使用しないが、公平性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがある。

(4) 村からの提示書類の取扱い

村から提示する資料等は、応募に関しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の禁止事項

- ア 本事業の業務上知りえた情報を第三者に開示又は漏洩することを禁止する。
- イ 二つ以上の提案をすることを禁止する。

(5) 失格条件

以下のいずれかに該当する場合、その応募者は失格となることがある。

- ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 参考見積価格が応募要項に示す事業費参考価格を超過している場合
 - ウ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合。ただし、同等の資格を有する者に変更し、村が認めた場合はこの限りではない。

(6) 無効要件

以下のいずれかに該当する場合、その応募者は無効となることがある。

- ア 他人の作品を登用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
- イ 本プロポーザルに関し、審査員に直接、間接を問わず、接触を求めた場合
- ウ 参加要件を満たさない場合
- エ 提出書類が次のいずれかに該当する場合
 - ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・ 様式及び記載法の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ・ 記載すべき事項の全てまたは一部が記載されていない場合
 - ・ 虚偽の記載がある場合
- オ その他審査委員会が不適格と認めた場合

15. 事務局

佐那河内村 総務課

〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地

e-mail : soumu@sanagochi.i-tokushima.jp

URL : <https://www.vill.sanagochi.lg.jp/>

tel. 088-679-2113 fax. 088-679-2125